

# 横浜国際港都建設審議会

## 第2回 第3部会(地域自治・公共の創造関連)

### 審議資料

資料 1 第2回 横浜国際港都建設審議会(第3部会)レジюме

資料 2 参考資料(一式)

平成17年7月25日

## 第 2 回 横浜国際港都建設審議会（第 3 部会）レジュメ

### テーマ 1：「市民力が存分に発揮され、地域の課題に機敏に対応する 大都市の実現」

多様化し増大する地域の課題や市民ニーズに対して、公的サービスの担い手をどのように考えるか。

市民や企業など多くの地域の構成員が参加できるコミュニティのあり方や参加の仕組みをどのように考えるか。

#### （説明）

公的サービスの提供には、行政が主体となって行うもの、市民と行政が協力して行うもの、民間が主体となって行うものなどがあるが、非「成長・拡大」の時代や横浜の市民力などを考慮しつつ、地域の特性に応じた公的サービスを機敏に提供するため、その担い手について検討する。

例えば、安全・安心のまちづくりに関して、今後地域ではどのような役割を担っていくべきか検討する。

#### < 主な論点 >

- ・ 実際に共働き世帯などが多い中で、地域に担い手がいるのか。
- ・ 地域の人が自主的に活動したいと考えているか。お金を負担して誰かにやってもらう方がよいと考えている人が多いのではないか。
- ・ コミュニティビジネスなどの新たなビジネスチャンスがあるのではないか。



以上のような点を踏まえ、具体的に地域の中で、誰がどのようなことをやるのか

第 1 回部会で出された意見に基づくキーワードや検討の視点

- ・ 市民力を活用した地域コミュニティの再生
- ・ 「市民参画」を柱にした分野ごとの検討
- ・ 地域の活性化が市の活性化につながる
- ・ 防災、防犯の観点からの地域コミュニティ  
その他の想定されるキーワード
- ・ 課題とエリアレベルの設定
- ・ 参加、参画の仕組み（政策の提案、合意形成、実行のプロセス）
- ・ 公的サービスの対象者と担い手

## テーマ2 : 「小さな市役所が市民と連携して、豊かな公的サービスを提供する 横浜型『小さな政府』の実現」

成果を重視し、市民満足度の視点に立った政策決定を行うための仕組みをどのように考えるか。

356万人市民を擁する大都市横浜において、区役所のあり方とその果たすべき役割をどのように考えるか。

(説明)

非「成長・拡大」の時代を背景としながら、多様化し増大する市民ニーズに対して、横浜型「選択と集中」の仕組みを考える。

< 横浜型「選択と集中」の例 >

区役所など最前線の職員が地域の課題や市民ニーズを把握し、または、インターネットなどの手段を活用したボトムアップと、市長や経営責任職によるトップダウンが融合して最適な判断を迅速に行う。

行政上の区域である「区役所」と、地域の課題解決に必要なエリア設定との関係などを検証し、区役所の果たすべき役割とそれに伴う権限について検討する。

### < 参考 > 横浜型「小さな政府」イメージ

#### 広域自治体（神奈川県など）

環境、防災等広域的、高次の政策に特化。

#### 「大きな横浜」

市役所として都市整備、産業経済分野等グローバルな視点で全市的施策を中心に取り組む。

#### 「小さな横浜」

横浜型「小さな政府」として市民、企業、行政の協働、市民参画を進め地域優先の政策決定、地域経営に取り組む。

第1回部会で出された意見に基づくキーワードや検討の視点

- ・ 大都市らしい区役所のあり方、区役所の果たすべき役割
- ・ 横浜らしい選択の必要性、手法

## V 21世紀にふさわしい横浜の「地域活動との協働・支援」のあり方(提言) ～新しい時代の「協働」をめざして～

### 1 地域活動との協働の基本理念(めざすべき姿)

自治会町内会との関係を、「地域における21世紀にふさわしい協働関係」を築くための基礎として捉え、次のような理念を掲げることを提言します。

#### 21世紀の横浜にふさわしい地域との協働の「基本理念」

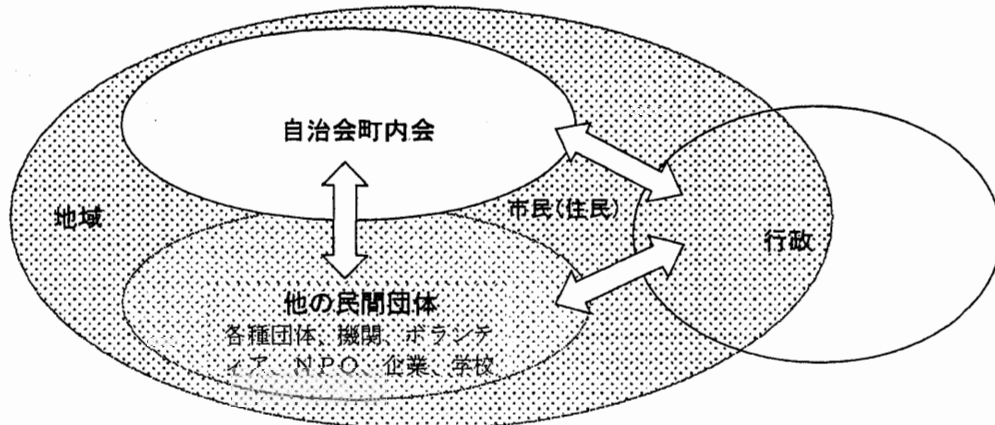
- 地域とは市民にとってまちづくりを協働で進めるためのもっとも身近な舞台である。
- 地域を構成する市民は、地域コミュニティの一員として住みよい地域づくりに主体的に参画する立場にある。
- 自治会町内会は、住民の立場で参加する地域活動の場であり地縁を中心にした身近な地域の公共的活動を担う主体の一つである。
- 行政は、活力ある地域づくりを進めるため、新しい時代にふさわしい地域との協働関係をつくり、様々な地域の力が活かされる環境づくりに努める立場にある。

市民のライフスタイルや価値観の変化とともに、地域の中の生活課題も増大、多様化していることから、市民も地域コミュニティの一員として様々な形で地域活動へ参加し、地域の課題を共有しながら、協働して解決していく姿勢が期待されます。

自治会町内会には地域における身近な公共的活動を担う主体の一つとしての活躍が期待されますが、地域のニーズも多種多様な現在、自治会町内会に期待される活動も一律ではありません。

課題解決に必要な公共的活動の範囲(質と量)は地域ごとの協議を必要としますが、行政には地域からの働きかけに応じて、地域の力が充分生かされるよう多様な支援と環境づくりが求められています。

地域を舞台に、住民を主役とする活動が豊かに展開  
～住民・自治会町内会・行政は、力を出し合って「地域の底力」を培う



## 「安全・安心なまちづくり」に関する地域での事例（課題・取組等）

### <事例1>

A地区連合町内会で、毎月1回、駅周辺の「環境浄化活動」を実施している。

様々な地域団体から多数の区民が参加し、地元警察、鉄道・バス事業者、学校や区役所の地域振興課、土木事務所、資源化推進担当等と連携しながら、違法駐車・駐輪への警告紙はさみ、電柱の貼紙除去、ごみ広いなどを総合的に行っている。違法駐輪防止を目的とした歩道へのフラワーポット設置活動も行っている。

当日（活動終了後）、地元役員数名と区役所（区政推進課）等との意見交換会の場を持ち、地域の課題について、議論している。

上記地区は、地元役員級が一人で複数の役職を兼務している場合が多く、大変多忙であるが、会議や活動の日程が、各々の役職を所管する行政等の部署から、バラバラに入りスケジュール調整が大変だと聞いている。

また、行政等の部署から多数の回覧や配布物の依頼がされるが、地元が無償で回覧・配布している場合が殆どである上、これらの作業を手配する地区連合町内会や地元自治会・町内会の定例会議に間に合わない場合があると、いっそう大変だと聞いている。

### <事例2>

B区では、平成16年度に管理職による地域担当制度を導入したが、地域担当が地域とのパイプ役となって様々な取組（防災、防犯、地域福祉、G30など）を進められるよう、17年度から職員も加えることとなった。

### <事例3>

C区の地域福祉保健計画策定に当たり、各地区で地域ワークショップを行ったが、いずれの地区でも福祉、保健の課題の他に、青少年の非行や防犯・防災に関する意見・要望が多数出た。また、行政に対して、縦割りでなく、地域という視点を持ち、横断的・総合的取組を求める声が多かった。

### <事例4>

D小学校地域防災拠点運営委員会では、災害時に、一人暮らしの高齢者等要援護者の情報をどのように把握し避難誘導するかについて、頻繁に話題となり、話し合われているが、民生委員の守秘義務等の問題から、具体的取組を断念している（区役所に相談しても、担当外として取り合ってもらえない）。

### <事例5>

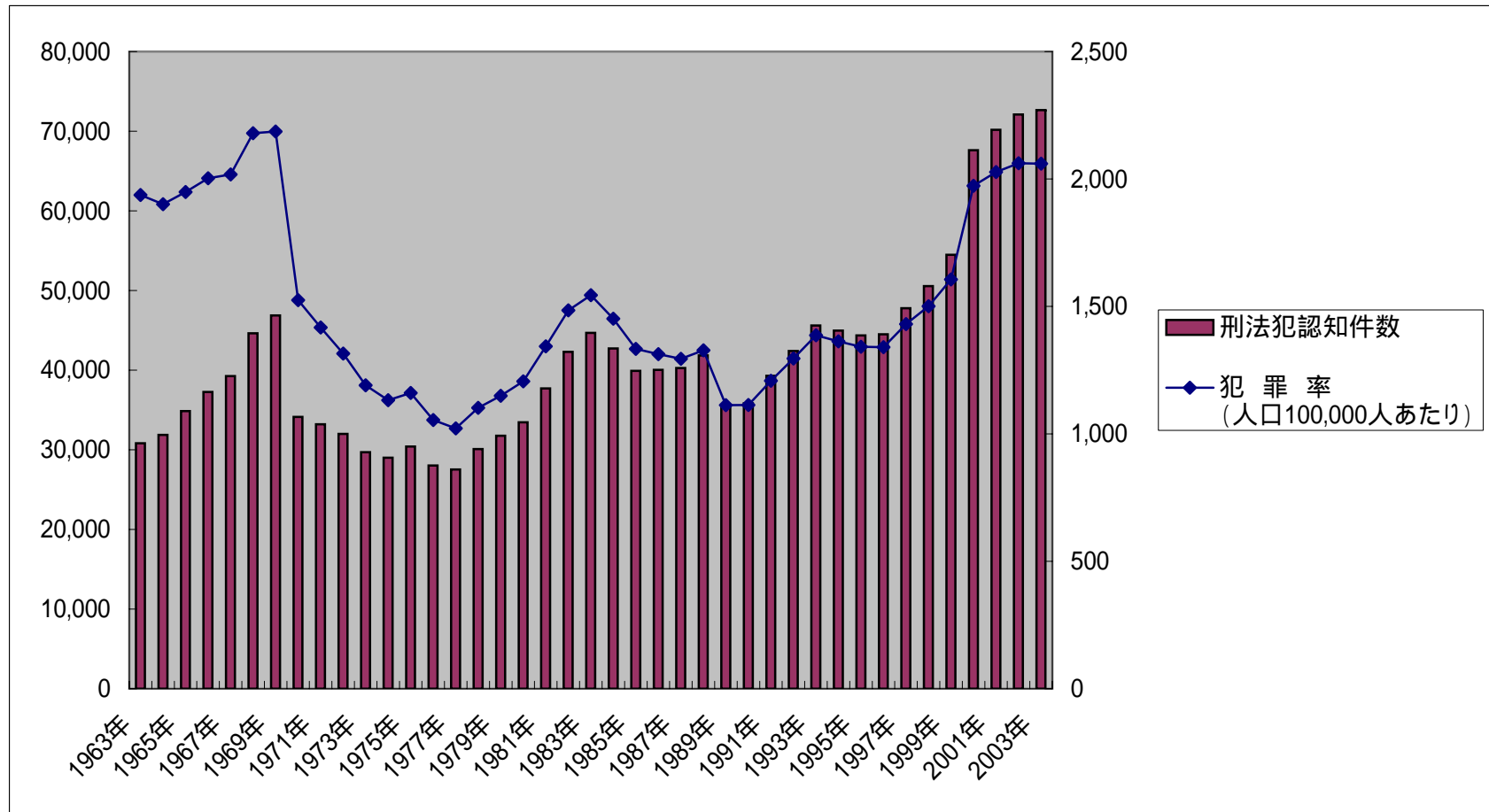
繁華街・歓楽街対策として、地元自治会がNPO法人（日本ガーディアン・エンジェルス横浜支部）と連携し、防犯ボランティア組織を結成し、パトロール活動を実施している。地元のビルオーナーが提供した空店舗を民間交番（地域防犯拠点）としているが、同所は防犯ボランティア組織の本部であると同時に、NPOの活動拠点となっている。

### <参考 - 千葉県あゆみ野団地の試み>

団地内での犯罪対策として、住民がお金を出し合い、団地内の警備を警備会社に委託（個人個人で加入するよりも割安に）。

神奈川区や保土ヶ谷区などで事例については、当日委員から紹介いただければと思います。

### 刑法犯認知件数の推移(横浜市内)



## 横浜らしさを表す（売り込む）キャッチフレーズ

17年4月 横浜市次世代育成支援行動計画（かがやけ横浜子どもプラン）

「かがやけ横浜子どもプランの策定にあたって」

～少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ「まち」よこはまを創っていくことを目指していきます。～

横浜プロモーション推進事業本部 平成17年度運営方針

- ・H15～17年度累計で**創業・ベンチャー企業新規立地600社**を目指す。
- ・H15～17年度で**観光客数350万人増**を目指す。
- ・**チャンスあふれるまち横浜**の創造を目指し、**開港150周年**の全体計画の作成や、民が主役のイベント開催支援を進める。

16年6月 横浜市観光交流推進計画

「**アニバーサリーシティ・横浜の創造**」

・「**記念日は横浜で**」

「文化芸術による都心部活性化の推進」

- ・知的好奇心を満たす“**大横浜博物館**”の推進
- ・**ナショナルアートパーク**（仮称）の整備
- ・**横浜トリエンナーレ**第2回展開催
- ・**映像文化都市**づくり

「**創業するならダンゼン横浜!**」

市民協働推進事業本部 平成17年度運営方針

「基本理念」

～**市民の意欲・発想・実行力が生きる協働の都市**づくりをめざします。～

17年2月 横浜市環境教育基本方針

「横浜市の特徴」

- ・**川の源流から海まで水と緑がつなく、都市と自然が共存するまち**

**ヨコハマはG30**

- ・平成22年度における全市のごみ排出量を平成13年度に対し**30%削減**

経済局 平成17年度運営方針

- ・**企業立地促進条例**を活用して、5件以上の大規模な企業立地を図る。
- ・企業・大学等と連携して**ライフサイエンス分野**におけるプロジェクトを推進する。
- ・多様な主体の連携を促し、横浜の情報発信力を高めるためのモデル事業（**横浜発デジタル家電プロジェクト等**）を推進する。
- ・**産・学・官連携による地域の強みを活かしたIT産業の集積**を促進する。
- ・「**横浜型知的財産戦略**」を策定・推進する。



 区の役割

行政区と特別区の違い | 区のごと | 区の機能強化 | 個性ある区づくり推進費

**区の機能強化のあゆみ**

【昭和44年】一度で用の足りる区役所

**区長室の設置**

区長権限の拡大、区が立案実施する事業の拡大及び局の事務所事業所との連絡調整強化のため、調整機能と企画機能を整備

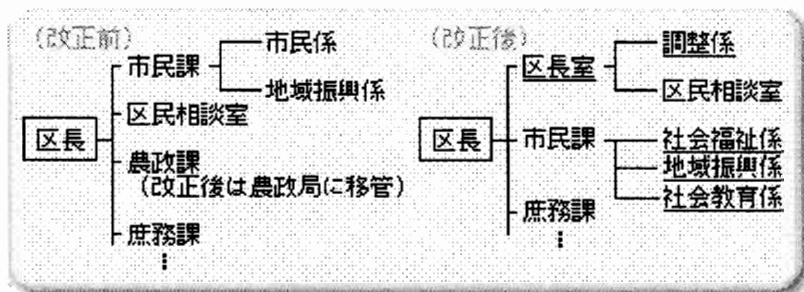
**市民課の再編・強化**

(社会福祉係、地域振興係、社会教育係の設置)

市民サービス向上と地域の実態に応じた施策の実現を図る

**総合庁舎の計画的建設**

区役所、福祉事務所、保健所、消防署などを1か所に集めた総合庁舎を計画的に建設



【昭和52年】総合機関としての区役所の実現

**区要望反映システムの導入**

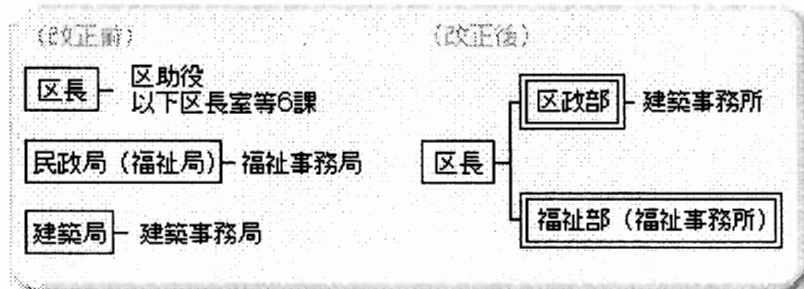
区政における重点課題解決のため、区の要望を局予算に反映することを目的

**福祉事務所と建築事務所の編入**

福祉事務所(課相当)及び※建築事務所(課相当)を区役所の組織に編入

※ 建築事務所は平成11年に区役所から分離、市内4方面事務所に再編

**区政部・福祉部の2部制に**





**【昭和56年】区の主体性、独自性を発揮できる企画調整機能の確保**

広報広聴機能と企画調整機能の充実強化のため、区政推進課を設置

**【昭和58年】市民に身近な場所でのサービス提供**

区役所以外の駅構内等に戸籍・諸証明の発行窓口として、行政サービスコーナー(係相当)を設置(～平成8年までに順次13か所設置)

**【昭和61年】行政区再編成**

戸塚区を再編し、栄区及び泉区を新設

**【平成4年】高齢化の進展に対応**

福祉保健に係る相談に一体的に対応するため、福祉保健相談室を設置

**【平成6年】地域総合行政機関としての区役所の実現**

**「個性ある区づくり推進費」創設**

- ・ 局から区に配付していた細かな事業予算を大括りにし、区の予算として、区長の裁量執行が可能(一般分)
- ・ 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に大幅に増額(自主企画分)

**保健所(部相当)の編入**

地域における福祉と保健の連携

**区政部から総務部に**

**経理等担当(係長)設置**

区内経理事務の統轄

**区政推進課の強化・充実**

情報提供機能、企画調整機能の強化充実

**地域振興課の設置**

地域活動支援、自主的活動支援、区民利用施設の一元管理・運営

**街の美化担当(課長・係長)の設置**

(環境事業局事務所長, 担当係長兼務)

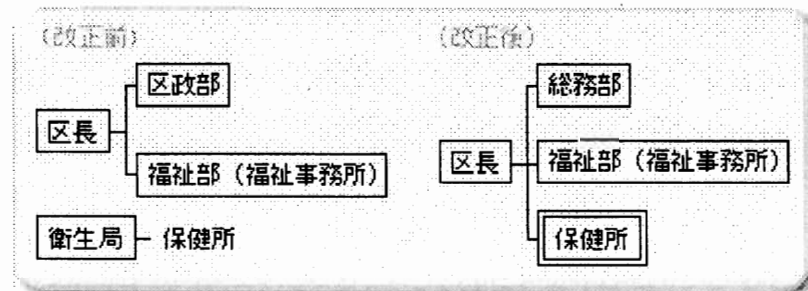
不法投棄対策、リサイクル活動推進

**福祉保健サービス課の設置**

保健所との連携による相談、サービス提供

**地域福祉課の設置**

福祉部門の事務の集約・強化



### 【平成6年】行政区再編成

港北区及び緑区を再編し、青葉区及び都筑区を新設

### 【平成9年】子育て支援機能の強化

子育てに関する身近な相談窓口として、子ども・家庭支援センターを設置

### 【平成12年～】戸籍課の窓口改善

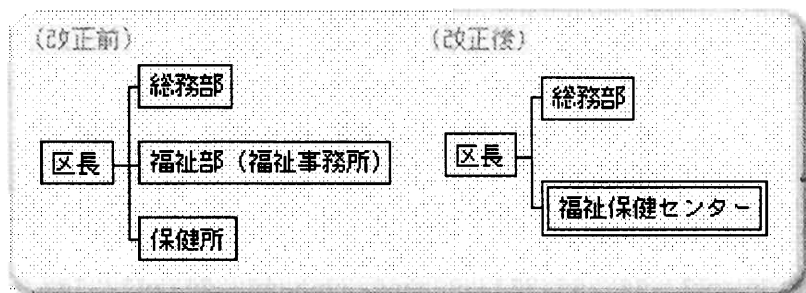
待ち時間短縮、分かりやすい窓口等の実現のため、戸籍課証明発行窓口を設置

(12年:中区・港北区、13年:鶴見区・青葉区、15年:神奈川区・南区・保土ヶ谷区・旭区・都筑区・戸塚区、16年:西区・港南区・金沢区・緑区・泉区・瀬谷区)

### 【平成14年】福祉・保健の連携強化

#### 福祉保健センターの設置

- 福祉・保健に関する相談からサービスの提供まで一体的に対応できるよう、福祉部(福祉事務所)と保健所の組織を統合し、高齢者、障害者、子どもなどの対象者別に再編
- 相談窓口機能の総合性を強化(サービス課総合相談窓口)
- 総合的な企画立案を行う部門(福祉保健課)の設置



### 【平成15年】区への分権～地域行政機能の拡大・強化

#### 区政運営方針の策定

- 区政運営方針の策定と公表
- 区の重要事項を決定する「区づくり経営会議」を創設し、会議概要を公表
- 重点施策推進担当として「担当係長」を設置

#### 予算直接要求の試行

- H15年度予算要求より試行として区が財政局に対し直接予算要求を実施。
- 区「予算調整係」を設置

#### 地域における市民生活に密着した施策の展開

- 「ごみゼロ推進担当課長」「ごみゼロ推進担当係長」を設置。
- 「学校支援・連携担当課長」を設置(地域活動における学校利用の推進、地域の人的資源の学校教育への活用、教育相談や学校運営等の支援機能を強化)
- 「まちづくり支援担当課長」を設置(道路局土木事務所副所長の兼務)

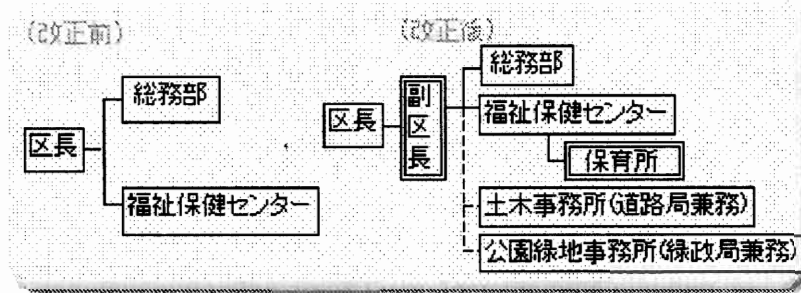
### 【平成16年】新時代の区機能強化

#### 経営機能の強化

- 庁内公募による区長の登用
- 区政全般に係わる業務について横断的に所管し、区長を補佐する「副区長」を設置（総務部長を兼務）
- 必要に応じて、地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施

#### 地域行政機能の拡大

- 保育所の管理・運営権限の強化：サービス課に「保育担当係長」を設置、市立保育所を区へ移管
- まちの計画・支援・相談窓口の設置
- 道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化



### 【平成17年】新時代の区機能強化Ⅱ

#### 区役所予算制度の改革

- 自律編成できる財源枠を18億円から27億円に拡大
- 区局連携事業（区が局に事業の実施を要請して局に財源を提供できる制度）を設置
- 局が実施している地域に密着した事業の一部を区の予算に統合

#### 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管

- 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理について、地域要望に応じた、より総合的なサービスを提供できるよう、区役所に土木事務所を編入し、あわせて公園緑地事務所の一部業務を移管
- まちづくりの相談・調整や環境施策を地域的に推進するため、また、関係局との連携・調整窓口を明確化するため、区政推進課に「まちづくり調整担当係長」を配置

#### 市民サービスの向上

- 戸籍課証明発行窓口の拡大（平成16年までの16区に加え、磯子区・栄区の2区で窓口を整備。全区で整備完了）
- 税証明のワンストップ化（平成16年までの8区に加え、鶴見区・神奈川区・西区・中区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・港北区・戸塚区・栄区の10区で証明発行窓口を統合。全区で完了）
- 行政サービスコーナーの機能拡充：証明書を即時発行できる時間帯を拡大

